

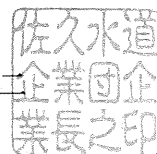
公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、競争入札に参加する者に必要な資格を認定するため、次のとおり入札参加資格申請を受付ける。

令和7年12月23日

佐久水道企業団

企業長 柳 田 清



1 中間申請の種類

- (1) 新規 佐久水道企業団の入札参加資格を有していない者がする申請
- (2) 業種の追加 基準年度に資格付与された業種・業務以外の業種・業務を追加する申請
- (3) 再審査 経営事項審査の総合評定値が変化した等の事由により、基準年度に認定された資格業種を含め全体の見直しをする申請（建設工事に限る。）

※業種の追加及び再審査について申請した場合、一部の業種のみでなく、登録を希望する業種・業務の全てについて見直しを行います。

2 入札参加資格の有効期間

当該資格の認定の日の翌日から令和10年6月30日とします。

ただし、令和10年7月1日以降においても令和10年度の入札参加資格が認定される日までは有効とします。

3 入札参加資格審査の申請要件

入札参加を希望する業種・業務について、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならないものとします。

(1) 建設工事

- ① 入札参加資格審査の申請をする日現在において、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ② 資格審査基準日（令和7年10月1日）の直前の営業年度の終了する日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果について、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値を受領していること。
- ③ 入札参加資格を希望する建設工事の種類について資格審査基準日の直前2年間の各営業年度に完成工事高があること。
- ④ 事業税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。

- ⑤ 申請の日現在において、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届け出の義務を履行していること（届出の義務がない者は除く。）。）。

（2）建設コンサルタント等の業務

- ① 測量又は建築コンサルタントを希望する者にあつては、申請の日現在において測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録又は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。
- ② 建設コンサルタント等の業務の営業年数が資格審査基準日（令和7年10月1日）の前日まで引き続き1年以上経過していること。
- ③ 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について資格審査基準日の直前1年間の営業年度において業務実績があること。
- ④ 事業税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- ⑤ 申請の日現在において、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届け出の義務を履行していること（届出の義務がない者は除く。）。）。

4 受付期間

期間：令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで（土・日曜、祝日を除く。）。）。

時間：午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで

方法：持参又は郵送（郵送の場合は期間内の消印のあるものに限ります。）。）。

5 受付場所

佐久水道企業団 総務課 庶務係

6 提出書類

（1）建設工事

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（中間申請）（様式第1号）
- ② 委任状（主たる営業所以外の営業所において競争入札に参加しようとする場合に限る。）。）。
- ③ 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の長の証明書（個人業者に限る。）。）。
- ④ 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（法人の場合に限る。）。）。
- ⑤ 資格審査基準日（令和7年10月1日）の直前の営業年度の終了する日を審査

基準日とする総合評定値通知書の写し

⑥ 建設業許可証明書

⑦ 納税証明書（下記ア、イそれぞれ提出すること。証明書は申請日から3カ月以内発行のものを提出すること。）

ア 都道府県又は都道府県出先機関発行の「事業税」に未納がないことが確認できる納税証明書（委任先のある場合、委任先所在地の都道府県発行のもの）

イ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」に未納がないことが確認できる納税証明書

⑧ 資格審査基準日の直前2年間の各営業年度における工事経歴書

⑨ 主任技術者名簿

【以下⑩、⑪、⑫、⑬については、⑤総合評定通知書で社会保険の加入が確認できない場合に提出】

⑩ 厚生年金保険及び健康保険の加入が確認できない場合：「健康保険・厚生年金保険の領収証書」、「社会保険料納入証明書」、「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写し

⑪ 厚生年金保険及び健康保険の加入の義務が確認できない場合：賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

⑫ 雇用保険の加入が確認できない場合：「雇用保険領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し

⑬ 雇用保険の加入の義務が確認できない場合：賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

【長野県を行う入札参加資格審査の申請を行った場合は、③～⑬の書類の提出を省略できます。】

(2) 建設コンサルタント等の業務

① 建設コンサルタント等の業務入札参加資格審査申請書（中間申請）（様式第2号）

② 登録証明書（登録されている者に限る。）

ア 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている測量業者）

イ 建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築士事務所）

ウ 建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）第2条第1項の規定による登録を受けている建設コンサルタント）

エ 地質調査業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示718号）第2条第1項の規定による登録を受けている地質調査業者）

オ 補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けている補償コンサルタント）

③ 納税証明書（下記ア、イそれぞれ提出すること。証明書は申請日から3カ月以内発行のものを提出すること。）

ア 都道府県又は都道府県出先機関発行の「事業税」に未納がないことが確認できる納税証明書（委任先のある場合、委任先所在地の都道府県発行のもの）

イ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」に未納がないことが確認できる納税証明書

④ 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（法人の場合に限る。）

⑤ 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書（個人業者に限る。）

⑥ 経営規模等総括表

⑦ 資格審査基準日（令和7年10月1日）直前2年間の各営業年度における業務経歴書

⑧ 技術者経歴書

⑨ 委任状（主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）

⑩ 資格審査基準日直前の営業年度の利益処分又は損失処理（法人に限る。）、貸借対照表及び損益計算書

⑪ 技術者一覧表

⑫ 厚生年金保険及び健康保険の加入の義務がある場合：「健康保険・厚生年金保険の領収証書」、「社会保険料納入証明書」、「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写し

⑬ 厚生年金保険及び健康保険の加入の義務がない場合：賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

⑭ 雇用保険の加入の義務がある場合：「雇用保険領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し

⑮ 雇用保険の加入の義務がない場合：賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

【長野県を行う入札参加資格審査の申請を行った場合は、②～⑧、⑩～⑮の書類の提出を省略できます。】

7 申請書類

(1) 申請書は企業団指定様式とします。

申請書様式は企業団ホームページからダウンロードしてください。（担当課窓口でも配布します。）

(2) 申請書以外の添付書類については、特に様式の定めはありません。

8 提出部数

申請書等の提出部数は、正本1部です。

- (1) 申請書類のサイズはA4版とし、市販のフラットファイル(A4版)に綴じ込んで下さい。色の指定はありません。(表・背表紙に、商号又は名称を記載して下さい。)なお、長野県が行う入札参加資格審査の申請をしている事業者は、申請用紙(委任先があれば委任状も)をそのまま提出してください。フラットファイルへ綴じこむ必要はありません。
- (2) 受付票(受付印)が必要な方は、所定の切手を貼った返信用の封筒(はがき)を同封してください。

9 資格付与について

建設工事は申請業種ごとに資格を付与し、等級格付は、佐久水道企業団資格総合点数により行います。佐久水道企業団資格総合点数は次の①から③までの合計数値により算出します。

- ① 客観点数(経営事項審査の総合評定値)
- ② 長野県新客観点数(長野県内に本店を有する業者のみ)
- ③ 佐久水道企業団新客観点数(企業団構成市町に本社又は営業所を有する業者で、「水道施設工事」「管工事」業種のみ)

10 審査結果

審査の結果については、資格を付与できない者に限り通知します。(長野県の令和8・9年度の建設工事等入札参加資格が付与されない場合、当企業団の資格も付与されません。)

11 問い合わせ先及び郵送先

〒385-0054

長野県佐久市跡部101番地

佐久水道企業団 総務課 庶務係

TEL 0267-62-1290